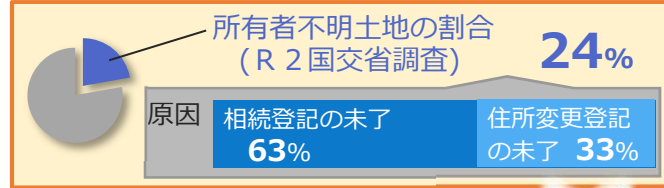


所有者不明土地とは

(※) 「登記簿」には、土地・建物ごとにその所有者の氏名・住所等が記録されている。

- 登記簿 (※) を見ただけでは所有者が直ちに判明しない又は判明しても連絡が付かない土地
- 不動産の所有者に相続等が発生しても登記がされないことで**所有者不明土地が増加**
 - ⇒ **公共事業・民間取引等を妨げたり、管理されずに近隣に悪影響**が及んだりしています。



所有者不明土地等の解消に向けた主な施策

不動産登記推進イメージ
キャラクター「トウキツネ」



登記簿を見ただけで、現在の所有者が分からない
所有者が死亡しているかどうか分からない



- **不動産登記法の改正 (R6.4月～)**
不動産の所有者の**相続登記の申請を義務化**

※ R6以前の相続登記がされていない不動産も、義務化の対象

土地・建物の所有者が不明のまま放置されている
相続した土地を手放したいが、引き受け手がいない



- **民法改正・相続土地国庫帰属制度 (R5.4月～)**
空地・空き家対策に活用できる**新たな管理制度**、
相続した土地を国に引き取ってもらえる制度を新設

公共事業の候補地の登記がずっと更新されておらず、
相続人が分からない



- **長期相続登記等未了土地の解消作業 (実施中)**
長期間、相続登記がされず放置されてきた**土地の法定相続人を、法務局が探索して自治体等に提供**

区市町村の皆様との一層の連携

① 相続登記の義務化など、住民に影響の大きい制度の幅広い周知・啓発

- ✓ 市役所等の戸籍・福祉窓口等で**ポスター・パンフレット**の配布。**広報誌・掲示板**での広報
- ✓ 市等作成の「**おくやみリスト**」に相続登記を追加。**法務局・司法書士会**等の窓口との連携
- ✓ 地元の司法書士・弁護士等とも連携した**住民向け研修会・勉強会**の実施
- ✓ 法務省担当官による自治体**職員向け研修会・勉強会**の実施

② 自治体の行う公共事業等における法務局との連携

- ✓ 自治体の要望を踏まえた**長期相続登記等未了土地の解消作業**をより**迅速・効率化**
- ✓ **法務局が実施中の地図作成事業** (登記所備付地図作成事業) の着実な推進

区市町村との連携を更に強化し、住民の皆様のご理解と協力の下、
所有者不明土地対策を着実に進めて参りたいと考えています。

制度についてのお問合せ先・法務省民事局民事第二課・電話03 (3580) 4111

個別案件のお問合せ先・東京法務局管内の各登記所へ 管内の登記所等は**こちら**→

